

# いわき市立長倉小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月2日改訂

## I いじめに対する本校の基本認識

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) いじめの具体例

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。 等

### (3) いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童生徒はいない。」という共通認識に立ち、すべての児童が安全で安心な学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸長することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていく。

## 2 いじめの未然防止のための取組

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で安心・安全に学校生活を送ることができ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員で取り組む。

### (1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図る。
- 児童に対して、全校集会や学級活動等で校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 学校の教育活動全体を通じて、道徳教育や人権教育の充実を図る。
- 読書活動・体験活動等の推進により、児童の感性や社会性を育む。
- 幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を育む。
- 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- (3) 達成感・成就感を味わわせ、自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進
- 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに取り組む。
  - 生徒指導の3機能（自己決定の場・自己有用感を育む・共感的人間関係を育成する）を重視した分かる授業・できる授業を実践する。
  - 諸活動において縦割り班を積極的に活用することにより、感謝の気持ちや思いやりの気持ちとともに、集団の一員としての自覚や自信を育み、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を醸成する。

### 3 いじめの早期発見のための取組

- (1) 日常的な観察
- (2) 学校生活に関するアンケートの実施（年2回以上）
- (3) 教育相談の実施
  - チャンス相談
  - 学校生活に関するアンケートの結果に基づく個別相談
  - から個別に
- (4) QU検査の実施（4年生）
- (5) 家庭・地域、関係機関との連携
  - 家庭との日常の情報交換、懇談会
  - スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）との連携
  - 教育委員会や総合教育センターなど専門機関の活用

### 4 いじめ問題に取り組むための組織

- (1) 学校内の組織
  - ① 生徒指導委員会
    - ・ 学期に1回もしくは必要に応じて、全教職員で問題傾向を有する児童について現状や指導についての情報交換及び共通行動についての話し合いを行う。
    - ・ 職員打合せにおいて、直近に起きた生徒指導上の問題行動や児童の様子の変化等について情報を共有し、必要に応じて対応策を検討する。
  - ② いじめ防止対策委員会
    - ・ いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。
- (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織
  - ・ 緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。

<連携先>

PTA会長、いわき中央警察署常磐分署、家庭相談員、民生児童委員、自治会長（区長）、いわき市総合教育センター、浜児童相談所

### 5 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会と協議し、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) (2) の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) (3) の結果は、いじめを受けた児童び保護者に対して情報を適切に提供する。